

和歌山栄養療法研究会 会則

第1条（名称）

本会は「和歌山栄養療法研究会」と称する。

第2条（事務局）

本会の運営に必要な事務局を下記に置く。

事務局 和歌山市紀三井寺 811-1

和歌山県立医科大学附属病院 病態栄養治療部

(TEL) 073-441-0513

第3条（目的）

本会は会員相互において栄養治療の研究成果を発表・討論し、専門知識の普及および栄養治療の実践、研究開発を目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 例会

研究会を年1回程度開催する。

2. 本会の目的を達成するため、必要な事業を行う。

第5条（役員および会員）

本会の会員は下記により構成される。

1. 本会に次の役員を置く。

代表世話人1名、世話人数名、事務局数名、会計監査2名を置く。

各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 会員：本会の趣旨に賛同する医療機関および医療従事者で構成する。

3. 賛助会員：本会の趣旨に賛同し、協賛する場合、賛助会員となることができる。

第6条（世話人会）

1. 世話人会は例会当日に開催する。

2. 世話人会は世話人の過半数の出席（または委任状）で成立する。

3. 世話人会において会の運営を検討する。

第7条（会費）

本会の運営のための会費の徴収については世話人会にて決定する。

第8条（会計）

1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2. 本会の予算および決算は世話人会の議決を得るものとする。

第9条（会則の変更）

本会会則は世話人会出席者の半数以上の賛成により変更することができる。

付則

1. 本会会則は平成18年9月16日より発効する。

2. 本研究会の運営については、適宜見直しをはかるものとする。

付則

1. 令和5年9月30日、会則の一部変更、施行。